

ハチに注意！ハチの活動期がピークです！

問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎(内) 161・165

ハチは、11月下旬ころまで活動し、8～9月ころが活動の最盛期です。

ハチの特性

- * **振動に敏感** 巣の周囲を叩いたり振動させると、ハチは次々に巣から出てきてしまいます。
- * **明るい方を目ざす** 暗い所から光をめぐらして攻撃してきます。点灯した懐中電灯等を持つのは危険です。
- * **ハチの目線は前方と斜め上方向** ハチの目線は下方に向かないため、かがんで静かに後ずさりし、その場を離れましょう。
- * **色によって激しく攻撃してくる** 黒くて動くものに強く反応するので、なるべく白っぽい服や帽子を身につけましょう。
- * **匂いに敏感** 飲食物・香水・化粧品・整髪料や汗の匂いで寄ってきます。
- * **早い動きに敏感** 手や足で振り払う動作は、ハチを刺激してしまいます。
- * **万が一刺されたら** 速やかに巣から30～40メートルは離れる。1～2分以内に毒を絞り出す。10～15分流水で洗い流す。↓副腎皮質ホルモン入抗ヒスタミン軟膏を塗り、安静に。↓異変を感じたら、すぐ医療機関へ！
- * **スズメバチに刺された時は、できるだけ早く医師の診察を受けましょう。**
- * **ハチの巣の駆除は、専門業者にご相談ください。**

ハチの種類	体長 (cm)	攻撃性	巣の形状	巣を作りやすい場所
スズメバチ	2.5～4	非常に高い	まだら模様のボール型	地中、切株の中、樹木の枝、屋根裏、軒下等
アシナガバチ	2～3	低い	茶碗を逆さにした形	生垣・植込みの中、樹木の枝、軒下等
ミツバチ	1～1.5	ほぼなし	垂直に垂れ下がる複数の巣板	閉鎖された場所、樹木の空洞部、屋根裏等

～浄化槽をご使用の皆さんへ～ **ご利用ください！**
7月から導入された 浄化槽維持管理一括契約制度

トイレ排水等の汚水を処理する浄化槽は、適切な維持管理を行わないと処理水の水質が低下し、故障により多額の費用を要したり、悪臭で近隣に迷惑をかけることがあります。そのため、浄化槽を使用している方には、次の3つが法律により義務付けられています。

- 1 清掃 (汚泥等の引抜き)
- 2 保守点検 (装置の調整、消毒薬の補充)
- 3 法定検査 (処理水の検査、総合診断)

これまでは、浄化槽を使用している方が、清掃は清掃業者に、保守点検は保守点検業者に、法定検査は指定検査機関に、それぞれ個別に委託 (依頼) しなければなりませんでした。今月から導入された**一括契約制度**により、清掃業者または保守点検業者が窓口業者となり、3つの維持管理を1つにまとめて契約し、支払も窓口業者に行えるようになりました。契約、支払ともに、窓口業者とさえ言えばよい便利な制度ですので、ぜひご利用ください。

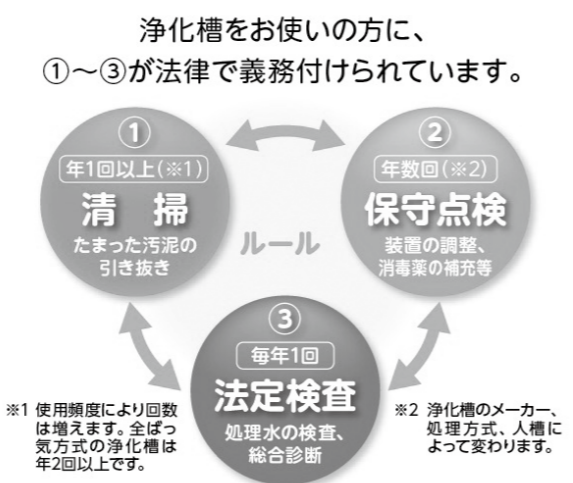
一括契約の申込みは、現在委託 (依頼) している清掃業者または保守点検業者にお問合せください。

浄化槽をお使いの皆さんのお宅を訪問します

浄化槽をお使いの皆さんのお宅に、小川町シルバー人材センター会員 (腕章と身分証明書を携帯しています。ご確認ください) が浄化槽の「維持管理義務」と「維持管理一括契約制度」の説明に伺います。訪問期間は、7月～9月です。ご理解・ご協力をお願いします。

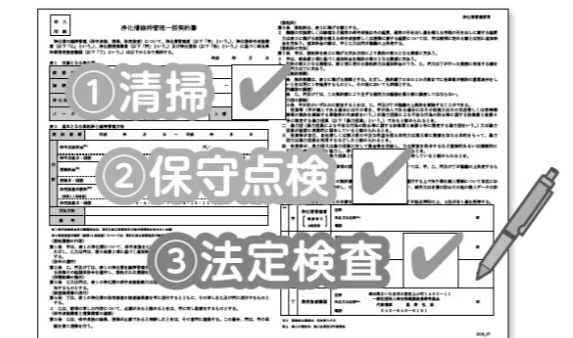
問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎(内) 363

維持管理とは…次の3つのことです



一括契約とは

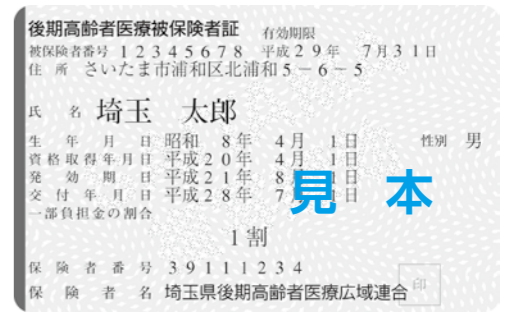
①清掃 ②保守点検 ③法定検査 委託(依頼)を1つの契約書で行うことです。



後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

「後期高齢者医療被保険者証 (保険証)」について
保険証を更新します。新しい保険証は緑色です。

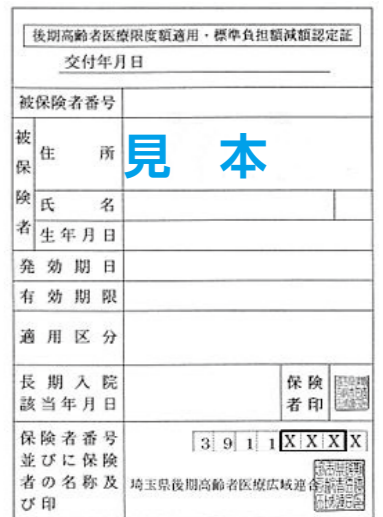
現在の保険証は、7月31日 (日) が有効期限です。新しい保険証を7月上旬に郵送しますので、更新手続きは不要です。
 ※有効期限が切れた保険証は、各自で厳重に処分いただくか、町民課 (役場1階) へお返しく下さい。



「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (認定証)」について

認定証は、住民税非課税世帯の方が対象です。入院の際の食事代が軽減され、医療費の窓口支払額の上限が設定されます。

軽減を受けるためには、医療機関に認定証を提示する必要があります。
認定証を更新します 現在の認定証は、7月31日 (日) が有効期限です。現在認定証を交付されていて8月以降も該当する方には、新しい認定証を7月末までに郵送で交付しますので、申請手続きは不要です。
 新たに申請する方は、保険証をご持参のうえ、町民課で手続きしてください。



保険料について 7月上旬に後期高齢者医療保険料額通知書を郵送します。「特別徴収開始通知書」が届いた方は、年金支給月に年金天引き (特別徴収) します。「納入通知書 (口座振替)」が届いた方は、納付期限日に口座振替 (普通徴収) します。「納入通知書」が届いた方は、納付書により納付期限までに指定金融機関等で保険料を納めてください。

後期高齢者医療保険料第1期の納付期限は8月1日 (月) です。
納付方法の変更について 年金天引き (特別徴収) の方は、申請により口座振替への変更もできます。その場合、所得税や町県民税の社会保険料控除は、振替口座の名義人の方に適用されます。申請から変更処理完了までに数か月を要し、その間は年金天引きとなります。申請の手続き等、詳細はお問合せください。

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当 ☎(内) 148、149

小川町国民健康保険に加入している70～74歳の皆さんへ
「高齢受給者証」を更新します

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎(内) 147～149

国民健康保険に加入している70～74歳の方には「高齢受給者証」が交付されていますが、現在の「高齢受給者証」 (桃色) の有効期限は7月31日 (日) です。新しい「高齢受給者証」 (桃色) は、対象の方に**7月下旬に郵送します**ので、8月1日 (月) 以降、医療機関等にかかる際には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。
 ※平成28年度の町県民税課税所得や平成27年中の収入状況に基づき、負担割合の再判定を行うため、8月以降の一部負担金の割合が変更になる場合があります。

誕生日が昭和19年4月1日までの方：
 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
 医療費の窓口負担は、判定に基づいて**1割または3割**になります。
 ※なお、74歳の方の有効期限は、75歳の誕生日 (=後期高齢者医療制度への移行日) の前日です。

誕生日が昭和19年4月2日以降の方：
 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方
 医療費の窓口負担は、判定に基づいて**2割または3割**になります。

8月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
 誕生月の下旬に受給者証を郵送します。70歳の誕生日の翌月 (1日生まれの方はその月) からの医療費の窓口負担は、判定に基づいて**2割または3割**になります。

